

令和8年第1回厚沢部町議会臨時会提案理由書

(令和8年5月8日)

令和8年、第1回、厚沢部町議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつと、提案理由を申し上げます。

新年度に入り、1箇月余りが経過したところですが、この度、厚沢部町新町の株式会社高橋建設 高橋千尋社長様より、現金100万円のご寄附をいただき、先月感謝状を贈呈させていただきました。高橋様からは、教育関連事業への寄附として毎年ご支援をいただいております。今回で12回目の寄附となります。この場を借りてご報告申し上げますとともに、あらためてそのご厚志に深く感謝申し上げます。子どもたちの未来につながる事業に大切に活用させていただきます。

さて、中東情勢悪化の影響により燃料費や物価の高騰が大きな不安要素となっております。特に、農業生産資材や建設関連資材につきましても、価格上昇に加え調達にも影響が出ている状況であります。また、石油由来の資材やガソリン、灯油などの燃料価格の高騰は生活者の不安を一層増大させております。

町としましても今年度予定している各種事業への影響を最小限に抑えながら、財政規律を十分踏まえ対応してまいりますが、政府におかれましては、このような国民の不安を一日でも早く

払拭するための具体的対策を講じるとともに、国際社会と連携し、対話による平和的解決に向けた外交努力をされるよう強く望むものであります。

次に、新たな地方創生交付金である「地域未来交付金」についてご報告申し上げます。

内閣府所管の本交付金事業は昨年度に創設され、当町では「保育園留学事業」や「道の駅整備事業」を含む5つの継続事業を進めておりますが、この度、今年度分として追加・変更した事業内容が正式に採択されました。具体的な内容につきましては、補正予算の資料として提出しておりますが、道の駅公園への大型遊具や防災用コンテナ型トイレの設置等を計画しております。

さらに、脱炭素先行地域事業につきましても、これまで留保されていた事業計画が承認され、風力発電や太陽光発電設備等の導入に向けて本格的に動き出すこととなります。

今回、大規模な補正予算の編成となりますが、町の一般財源の負担を最小限に抑えつつ事業効果を最大化できるよう積極的かつ慎重に進めてまいります。

いずれにしましても、中東情勢の悪化などにより、社会全体がかつてないほどの不確実性に直面していることから、国や道、関係機関と連携し、各種事業に取り組んでまいります。

次に、本臨時会に提案いたします案件は、補正予算案 1 件、財産の取得案 2 件、専決処分の承認案 2 件の計 5 件であります。

議案第 1 号の令和 8 年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、11 億 200 万 9 千円を追加し、予算の総額を 74 億 200 万 9 千円とするもので、内容は、

総務費では、先程も申し上げましたが、「地域未来交付金事業」のうち「農産物と子育ての魅力化で集う道の駅あっさぶエリア再編整備事業」の追加・変更事業に係る予算を計上しております。道の駅物産館は 10 月リニューアルオープンを予定しておりますが、道の駅エリア全体の魅力向上を図るものであります。

また、脱炭素先行地域事業につきましては、風力発電や太陽光発電設備整備に係る補助金等を計上するものであります。

商工費では、今年度新たに実施している「商工業者支援事業」につきまして、想定を上回る要望が寄せられたことから、必要な予算を増額計上しております。なお、本支援事業は今後も事業申請の状況を踏まえながら、町内事業者への支援に取り組んでまいります。

議案第 2 号の財産の取得につきましては、厚沢部町国保病院の臨床化学自動分析装置の更新に係る購入予定価格が、条例で定める額を上回ることにより議会の議決を求めるものであり、

去る4月20日に指名競争入札を行った結果、株式会社スズケン函館支店が2千178万円で落札、

議案第3号の財産の取得につきましても、同じく厚沢部町国保病院の自動採血管準備装置の更新に係る購入予定価格が、条例で定める額を上回ることにより議会の議決を求めるものであり、去る4月20日に見積合わせを行った結果、株式会社ほくやく函館支店が935万円で落札し、それぞれ現在仮契約中であり、いずれも本契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

承認第1号の厚沢部町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて及び承認第2号の厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法及び地方税法施行令等が一部改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正したものであります。

これらの地方税法等は、いずれも令和8年4月1日に施行されることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の概要であります。

詳細につきましては、副町長、関係課長に説明にあたりますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。